

# 野洲市都市計画マスタープラン

## 一部改訂（案） 対照表










- ・ 対照表の一番左の列に、計画改訂（案）本紙の該当ページを記載しています。
- ・ この対照表では、今回の一部改訂の趣旨により改訂を行う部分に絞り、改訂箇所を抜粋して作成しています。（第1章・第2章は対照表には載せておりません。）
- ・ 対照表に記載のない箇所につきましては、計画改訂（案）本紙をご覧ください。



野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表

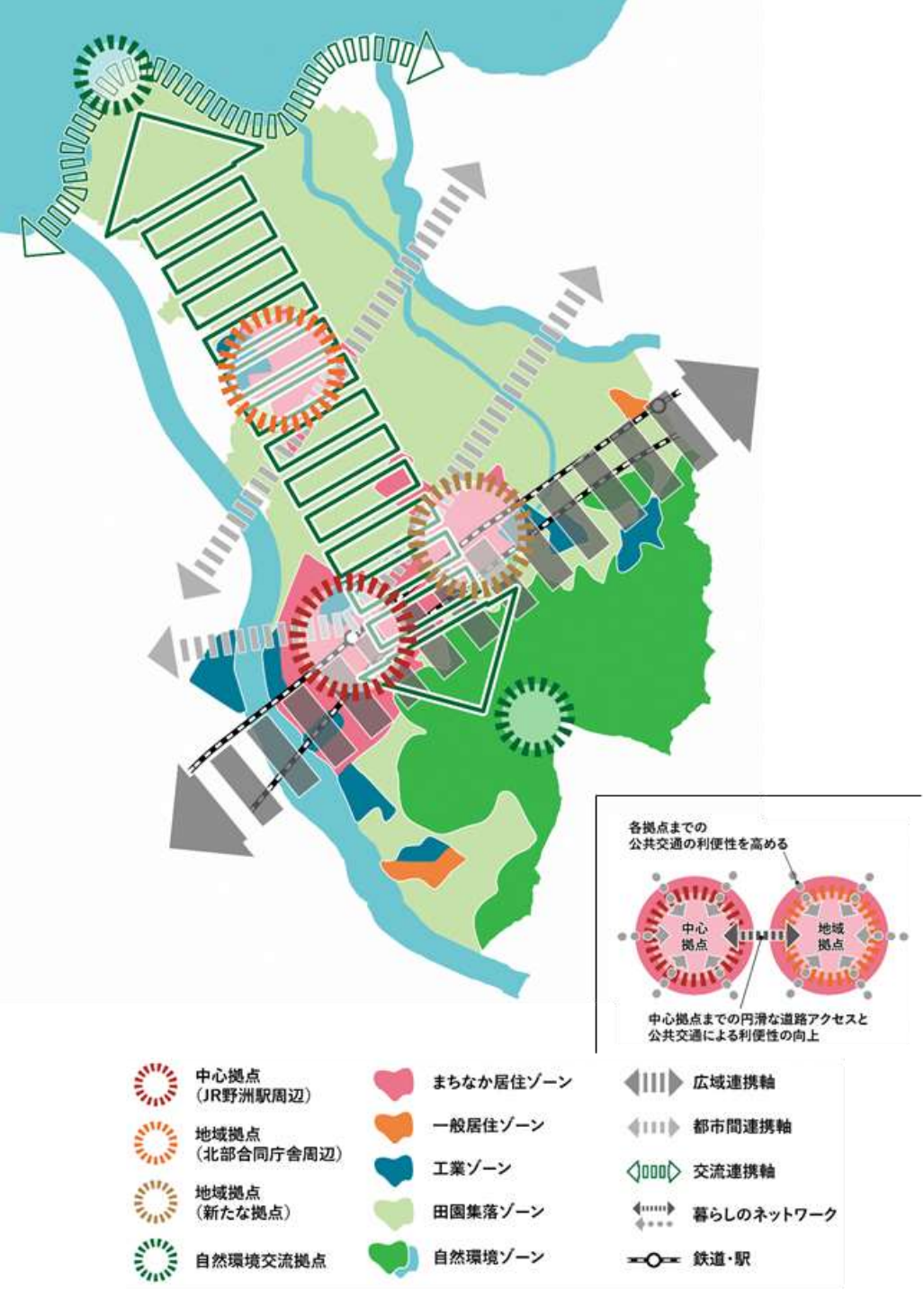
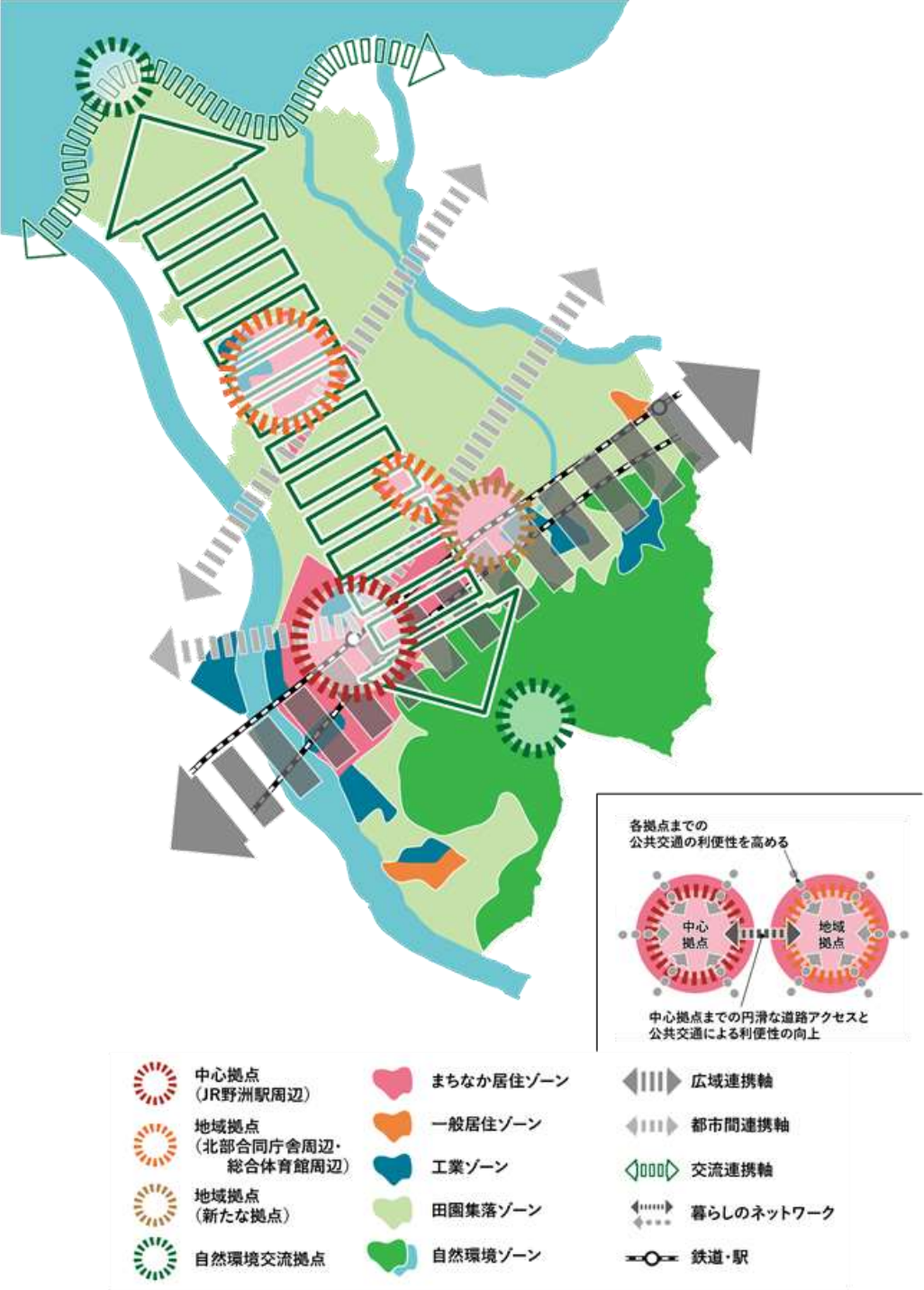
計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針																		
<p>【20ページ】 第3章 全体構想 1. 都市づくりの基本理念 (1) 都市計画法や上位計画等 が掲げる基本理念や目的 表 都市計画法や上位計画等 が掲げる基本理念や目的</p>	<p>第3章 全体構想 1. 都市づくりの基本理念  (中略)  (1) 都市計画法や上位計画等が掲げる基本理念や目的 都市計画法や上位計画、そして野洲市まちづくり基本条例が掲げる基本理念や目的は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">表 都市計画法や上位計画等が掲げる基本理念や目的</p> <table border="1" data-bbox="477 655 1442 894"> <tr> <td data-bbox="477 655 715 894">都市計画法</td> <td data-bbox="715 655 1442 894"> <p>【目的】（第一条） 都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する</p> <p>【都市計画の基本理念】（第二条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農林漁業との健全な調和</li> <li>◆ 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保</li> <li>◆ 土地の合理的な利用</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="477 1262 1442 1430"> <tr> <td data-bbox="477 1262 715 1430">大津湖南都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び 保全の方針</td> <td data-bbox="715 1262 1442 1430"> <p>【都市づくりの基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市機能の集約化の促進</li> <li>◆ いきいきとした暮らしを支える都市づくり</li> <li>◆ 開発・保全に向けた総合的な都市づくり</li> <li>◆ 安全・安心な都市づくり</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="477 1440 1442 1545"> <tr> <td data-bbox="477 1440 715 1545">第2次野洲市総合 計画</td> <td data-bbox="715 1440 1442 1545"> <p>【将来都市像】 多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち ～笑顔あふれるにじいろ都市やす～</p> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="477 1556 1442 1692"> <tr> <td data-bbox="477 1556 715 1692">野洲市まちづくり 基本条例</td> <td data-bbox="715 1556 1442 1692"> <p>【目的】（第一条） 市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ること</p> </td> </tr> </table> <p>(中略)</p>	都市計画法	<p>【目的】（第一条） 都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する</p> <p>【都市計画の基本理念】（第二条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農林漁業との健全な調和</li> <li>◆ 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保</li> <li>◆ 土地の合理的な利用</li> </ul>	大津湖南都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び 保全の方針	<p>【都市づくりの基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市機能の集約化の促進</li> <li>◆ いきいきとした暮らしを支える都市づくり</li> <li>◆ 開発・保全に向けた総合的な都市づくり</li> <li>◆ 安全・安心な都市づくり</li> </ul>	第2次野洲市総合 計画	<p>【将来都市像】 多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち ～笑顔あふれるにじいろ都市やす～</p>	野洲市まちづくり 基本条例	<p>【目的】（第一条） 市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ること</p>	<p>第3章 全体構想 1. 都市づくりの基本理念  (中略)  (1) 都市計画法や上位計画等が掲げる基本理念や目的 都市計画法や上位計画、そして野洲市まちづくり基本条例が掲げる基本理念や目的は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">表 都市計画法や上位計画等が掲げる基本理念や目的</p> <table border="1" data-bbox="1472 655 2436 894"> <tr> <td data-bbox="1472 655 1709 894">都市計画法</td> <td data-bbox="1709 655 2436 894"> <p>【目的】（第一条） 都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する</p> <p>【都市計画の基本理念】（第二条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農林漁業との健全な調和</li> <li>◆ 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保</li> <li>◆ 土地の合理的な利用</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1472 905 2436 1262"> <tr> <td data-bbox="1472 905 1709 1262">滋賀県都市計画 基本方針</td> <td data-bbox="1709 905 2436 1262"> <p>【都市の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>住む、働く、憩うといった機能が集積した多様な拠点において、多様な人々との出会い・交流を通じた豊かな生活を実現できる社会</u></li> <li>◆ <u>成長性のある企業立地の促進と、先端技術の活用や新たなサービス・製品の普及による便利で快適に生活できる社会</u></li> <li>◆ <u>拠点を結ぶ公共交通網および拠点までの移動手段により安心して移動できる社会</u></li> <li>◆ <u>自然災害に対応した都市で安全に暮らせる社会</u></li> <li>◆ <u>歴史・文化・風土に根ざした地域の資源が保全、継承、活用され自然共生する文化が育まれる社会</u></li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1472 1272 2436 1440"> <tr> <td data-bbox="1472 1272 1709 1440">大津湖南都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び 保全の方針</td> <td data-bbox="1709 1272 2436 1440"> <p>【都市づくりの基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市機能の集約化の促進</li> <li>◆ いきいきとした暮らしを支える都市づくり</li> <li>◆ 開発・保全に向けた総合的な都市づくり</li> <li>◆ 安全・安心な都市づくり</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1472 1451 2436 1556"> <tr> <td data-bbox="1472 1451 1709 1556">第2次野洲市総合 計画</td> <td data-bbox="1709 1451 2436 1556"> <p>【将来都市像】 多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち ～笑顔あふれるにじいろ都市やす～</p> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1472 1566 2436 1692"> <tr> <td data-bbox="1472 1566 1709 1692">野洲市まちづくり 基本条例</td> <td data-bbox="1709 1566 2436 1692"> <p>【目的】（第一条） 市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ること</p> </td> </tr> </table> <p>(中略)</p>	都市計画法	<p>【目的】（第一条） 都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する</p> <p>【都市計画の基本理念】（第二条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農林漁業との健全な調和</li> <li>◆ 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保</li> <li>◆ 土地の合理的な利用</li> </ul>	滋賀県都市計画 基本方針	<p>【都市の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>住む、働く、憩うといった機能が集積した多様な拠点において、多様な人々との出会い・交流を通じた豊かな生活を実現できる社会</u></li> <li>◆ <u>成長性のある企業立地の促進と、先端技術の活用や新たなサービス・製品の普及による便利で快適に生活できる社会</u></li> <li>◆ <u>拠点を結ぶ公共交通網および拠点までの移動手段により安心して移動できる社会</u></li> <li>◆ <u>自然災害に対応した都市で安全に暮らせる社会</u></li> <li>◆ <u>歴史・文化・風土に根ざした地域の資源が保全、継承、活用され自然共生する文化が育まれる社会</u></li> </ul>	大津湖南都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び 保全の方針	<p>【都市づくりの基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市機能の集約化の促進</li> <li>◆ いきいきとした暮らしを支える都市づくり</li> <li>◆ 開発・保全に向けた総合的な都市づくり</li> <li>◆ 安全・安心な都市づくり</li> </ul>	第2次野洲市総合 計画	<p>【将来都市像】 多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち ～笑顔あふれるにじいろ都市やす～</p>	野洲市まちづくり 基本条例	<p>【目的】（第一条） 市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ること</p>	<p>滋賀県が、都市計画の基本的な方針や広域的な方向性を示す「滋賀県都市計画基本方針」（令和4年3月）を策定しており、本計画の上位計画にあたることから、その中で掲げられた都市の将来像を追記。</p>
都市計画法	<p>【目的】（第一条） 都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する</p> <p>【都市計画の基本理念】（第二条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農林漁業との健全な調和</li> <li>◆ 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保</li> <li>◆ 土地の合理的な利用</li> </ul>																				
大津湖南都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び 保全の方針	<p>【都市づくりの基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市機能の集約化の促進</li> <li>◆ いきいきとした暮らしを支える都市づくり</li> <li>◆ 開発・保全に向けた総合的な都市づくり</li> <li>◆ 安全・安心な都市づくり</li> </ul>																				
第2次野洲市総合 計画	<p>【将来都市像】 多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち ～笑顔あふれるにじいろ都市やす～</p>																				
野洲市まちづくり 基本条例	<p>【目的】（第一条） 市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ること</p>																				
都市計画法	<p>【目的】（第一条） 都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する</p> <p>【都市計画の基本理念】（第二条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農林漁業との健全な調和</li> <li>◆ 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保</li> <li>◆ 土地の合理的な利用</li> </ul>																				
滋賀県都市計画 基本方針	<p>【都市の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>住む、働く、憩うといった機能が集積した多様な拠点において、多様な人々との出会い・交流を通じた豊かな生活を実現できる社会</u></li> <li>◆ <u>成長性のある企業立地の促進と、先端技術の活用や新たなサービス・製品の普及による便利で快適に生活できる社会</u></li> <li>◆ <u>拠点を結ぶ公共交通網および拠点までの移動手段により安心して移動できる社会</u></li> <li>◆ <u>自然災害に対応した都市で安全に暮らせる社会</u></li> <li>◆ <u>歴史・文化・風土に根ざした地域の資源が保全、継承、活用され自然共生する文化が育まれる社会</u></li> </ul>																				
大津湖南都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び 保全の方針	<p>【都市づくりの基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市機能の集約化の促進</li> <li>◆ いきいきとした暮らしを支える都市づくり</li> <li>◆ 開発・保全に向けた総合的な都市づくり</li> <li>◆ 安全・安心な都市づくり</li> </ul>																				
第2次野洲市総合 計画	<p>【将来都市像】 多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち ～笑顔あふれるにじいろ都市やす～</p>																				
野洲市まちづくり 基本条例	<p>【目的】（第一条） 市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ること</p>																				

野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【27ページ】 第3章 全体構想 4. 将来都市構造 暮らしの拠点とネットワーク</p>	<p>4.将来都市構造  (中略)</p> <p><b>暮らしの拠点とネットワーク</b></p> <p> <b>中心拠点（JR野洲駅周辺）</b> ● JR野洲駅周辺地域は、多くの人々が暮らし、訪れ、活動する地域であり、行政、教育文化、商業、医療、子育て、居住及びこれらが複合した機能の配置と更なる充実を図ります。</p> <p> <b>地域拠点（北部合同庁舎周辺）</b> ● 市域北部の中心地となっている吉地・西河原地区の市街地は、田園に囲まれたゆとりと自然豊かな趣のある居住機能を基本とし、行政、教育文化、商業、医療、子育て等の多様な機能の充実・強化を図ります。</p> <hr/> <p> <b>地域拠点（新たな拠点）</b> ● 市域のほぼ中央に位置し、住宅地が広がる祇王地域の市街地は、防災拠点、教育文化、医療、子育て等の公共施設が集積している生活利便機能とあわせて、住居、産業・商業機能を誘導するための長期的な市街地整備を図りつつ、市域の中央地点として新たな拠点創造を目指します。</p> 	<p>4.将来都市構造  (中略)</p> <p><b>暮らしの拠点とネットワーク</b></p> <p> <b>中心拠点（JR野洲駅周辺）</b> ● JR野洲駅周辺地域は、多くの人々が暮らし、訪れ、活動する地域であり、行政、教育文化、商業、医療、子育て、居住及びこれらが複合した機能の配置と更なる充実を図ります。</p> <p> <b>地域拠点（北部合同庁舎周辺）</b> ● 市域北部の中心地となっている吉地・西河原地区の市街地は、田園に囲まれたゆとりと自然豊かな趣のある居住機能を基本とし、行政、教育文化、商業、医療、子育て等の多様な機能の充実・強化を図ります。</p> <p> <b>地域拠点（総合体育館周辺）</b> ● <u>市域のほぼ中央に位置し、体育施設、福祉施設及び居住が集積している地域であり、医療・健康・福祉機能の集約や、豊かな自然環境を活かした交流施設の整備などにより、拠点としての機能充実・強化を図ります。</u></p> <p> <b>地域拠点（新たな拠点）</b> ● _____住宅地が広がる祇王地域の市街地は、防災拠点、教育文化、医療、子育て等の公共施設が集積している生活利便機能とあわせて、住居、産業・商業機能を誘導するための長期的な市街地整備を図りつつ、_____新たな拠点創造を目指します。</p> 	<p>市民病院の整備が計画されている総合体育館周辺を、新しく地域拠点として位置づけ、拠点整備の方向性を追記。</p> <p>地域拠点（総合体育館周辺）が隣接し、市域中央という表現がそぐわなくなったため修正。</p> <p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加と、他の拠点とのネットワークについて修正。</p>

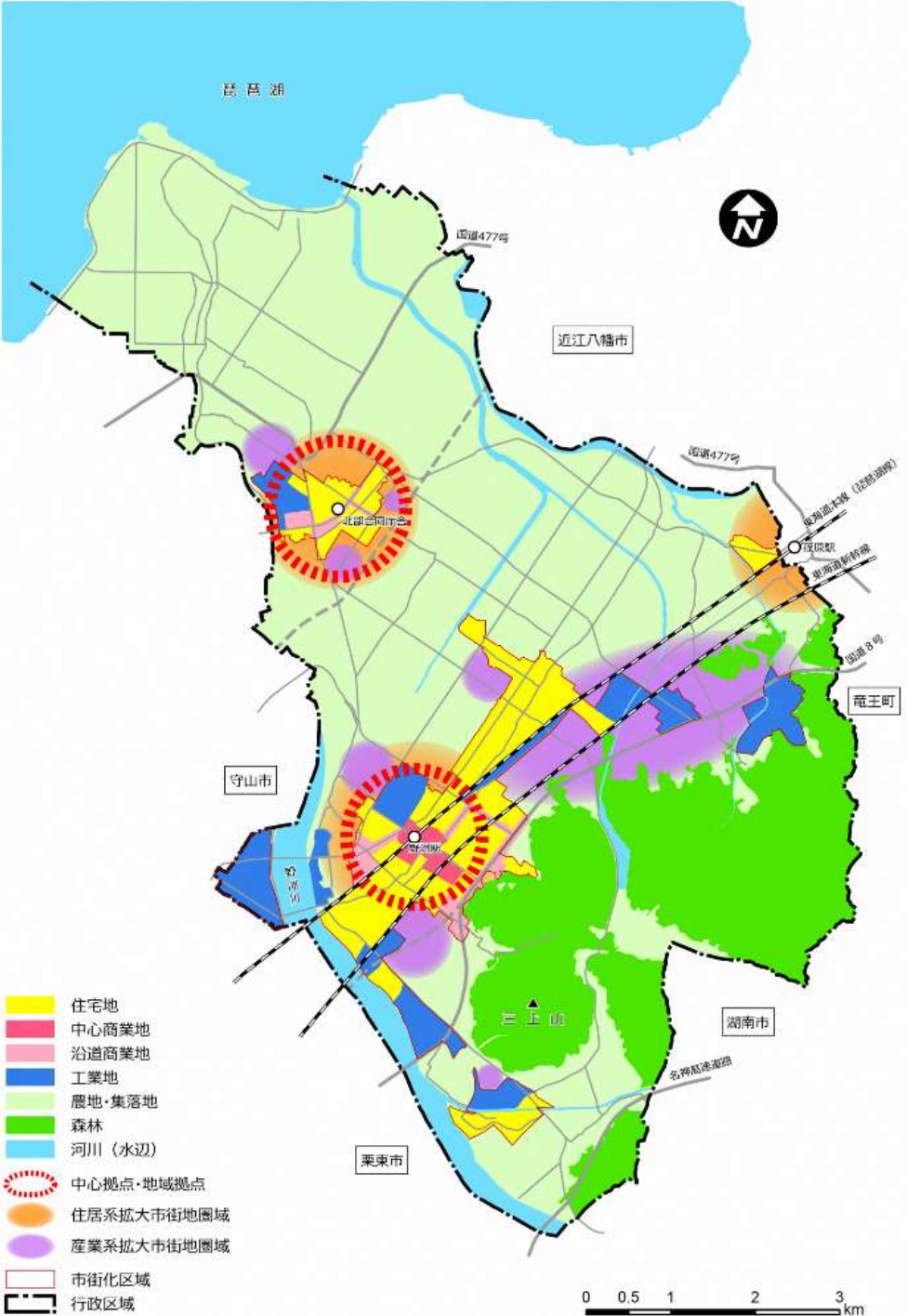
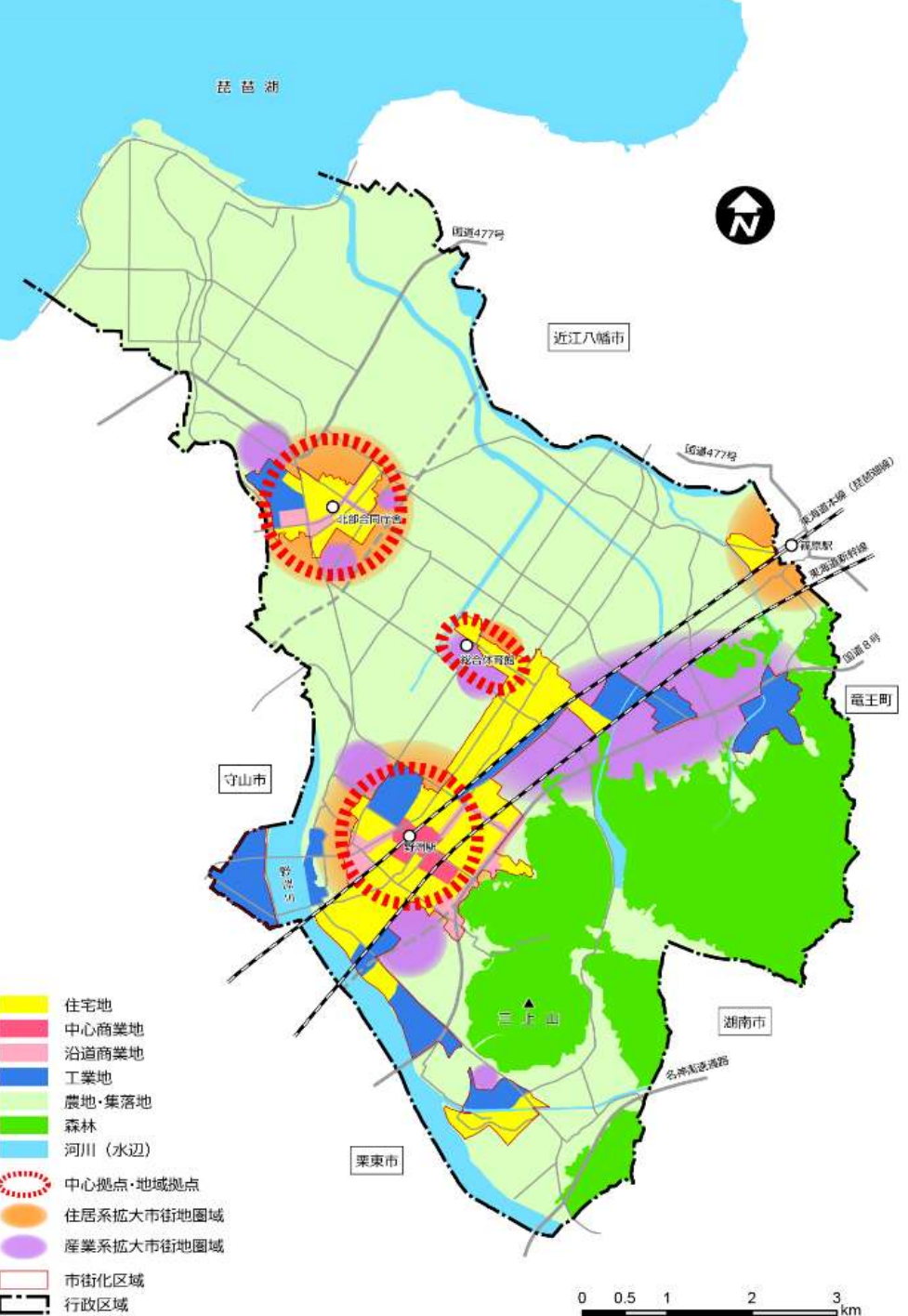


野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【29ページ】 第3章 全体構想 4. 将来都市構造 図 将来都市構造</p>	<p>(中略)</p>  <p>図 将来都市構造</p>	<p>(中略)</p>  <p>図 将来都市構造</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p>



野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表



計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【33 ページ】 第3章 全体構想 5. 都市整備方針 (1)土地利用に関する方針 図 土地利用方針図</p>	<p>5. 都市整備方針 (1)土地利用に関する方針  (中略)</p>  <p>図 土地利用方針図</p>	<p>5. 都市整備方針 (1)土地利用に関する方針  (中略)</p>  <p>図 土地利用方針図</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p>

野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針																																																																																																																																																																												
<p>【35 ページ】 第3章 全体構想 5. 都市整備方針 (2) 交通施設に関する方針 地域内幹線道路</p>	<p>(2) 交通施設に関する方針</p> <p>(中略)</p> <p><b>地域内幹線道路</b></p> <p>地域内幹線道路は、広域幹線道路と連絡しながら、主に市内における円滑な移動を支える以下の路線を位置づけ、歩行者や自転車等の安全性や快適性の確保にも十分配慮しながら整備・充実を図るとともに、適切な維持・管理に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="477 653 1427 1759"> <thead> <tr> <th>図面 対照 番号</th> <th>国・県・市道名</th> <th>都市計画道路名</th> <th>具体的な整備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>8</td><td>(主) 野洲中主線</td><td>六条野洲線</td><td>・新幹線アンダー部、(国)8号取り付け部の 道路法線変更</td></tr> <tr><td>9</td><td>(主) 野洲甲西線 (一) 小島野洲線</td><td>野洲南桜線</td><td>・自転車歩行者道整備 ・交差点改良</td></tr> <tr><td>10</td><td>(一) 守山中主線 (一) 木部野洲線 (市) 野洲マイアミ線</td><td>小篠原三宅線 比江六条線</td><td>・自転車歩行者道整備 ・道路法線変更</td></tr> <tr><td>11</td><td>(市) 辻町小比江線</td><td>小比江童子川線 南桜永原線</td><td>—</td></tr> <tr><td>12</td><td>(一) 希望が丘文化公園北線 (一) 希望が丘文化公園南線</td><td>南桜永原線</td><td>・整備区間見直し ・道路法線変更</td></tr> <tr><td>13</td><td>(市) 市三宅妙光寺線</td><td>市三宅妙光寺線</td><td>・(国)8号野洲栗東バイパスとの立体交差 ・(市)市三宅竹生線からの接続ルート検討</td></tr> <tr><td>14</td><td>(市) 野洲川右岸線</td><td></td><td>—</td></tr> <tr><td>15</td><td>(市) 北口線</td><td>野洲駅北口線</td><td>・整備可能性の検討</td></tr> <tr><td>16</td><td>(一) 野洲停車場線</td><td>野洲停車場線</td><td>・バリアフリー化整備</td></tr> <tr><td>17</td><td>(一) 安養寺入町線</td><td></td><td>・整備区間見直し</td></tr> <tr><td>18</td><td>(仮称) 野洲竜王線</td><td></td><td>—</td></tr> <tr><td>19</td><td>(主) 近江八幡守山線 (市) 乙窪比留田線</td><td>乙窪比留田線</td><td>—</td></tr> <tr><td>20</td><td>(主) 守山栗東線</td><td>今市出庭線</td><td>—</td></tr> <tr><td>21</td><td>(市) 野洲中央線</td><td>野洲中央線</td><td>—</td></tr> <tr><td>22</td><td>(市) 小篠原上屋線</td><td>小篠原上屋線</td><td>—</td></tr> <tr><td>23</td><td>(市) 大篠原入町線</td><td></td><td>・県道への昇格を要望</td></tr> <tr><td>24</td><td>(市) 市三宅竹生線</td><td></td><td>・都市計画道路指定検討</td></tr> <tr><td>25</td><td>(一) 菖蒲線</td><td></td><td>—</td></tr> <tr><td>26</td><td>(市) 五条吉川湖岸線</td><td></td><td>・拡幅整備</td></tr> <tr><td>27</td><td>(市) 市三宅小南線</td><td></td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※ (国)：国道 (主)：主要地方道 (一)：一般県道 (市)：市道</p>	図面 対照 番号	国・県・市道名	都市計画道路名	具体的な整備等	8	(主) 野洲中主線	六条野洲線	・新幹線アンダー部、(国)8号取り付け部の 道路法線変更	9	(主) 野洲甲西線 (一) 小島野洲線	野洲南桜線	・自転車歩行者道整備 ・交差点改良	10	(一) 守山中主線 (一) 木部野洲線 (市) 野洲マイアミ線	小篠原三宅線 比江六条線	・自転車歩行者道整備 ・道路法線変更	11	(市) 辻町小比江線	小比江童子川線 南桜永原線	—	12	(一) 希望が丘文化公園北線 (一) 希望が丘文化公園南線	南桜永原線	・整備区間見直し ・道路法線変更	13	(市) 市三宅妙光寺線	市三宅妙光寺線	・(国)8号野洲栗東バイパスとの立体交差 ・(市)市三宅竹生線からの接続ルート検討	14	(市) 野洲川右岸線		—	15	(市) 北口線	野洲駅北口線	・整備可能性の検討	16	(一) 野洲停車場線	野洲停車場線	・バリアフリー化整備	17	(一) 安養寺入町線		・整備区間見直し	18	(仮称) 野洲竜王線		—	19	(主) 近江八幡守山線 (市) 乙窪比留田線	乙窪比留田線	—	20	(主) 守山栗東線	今市出庭線	—	21	(市) 野洲中央線	野洲中央線	—	22	(市) 小篠原上屋線	小篠原上屋線	—	23	(市) 大篠原入町線		・県道への昇格を要望	24	(市) 市三宅竹生線		・都市計画道路指定検討	25	(一) 菖蒲線		—	26	(市) 五条吉川湖岸線		・拡幅整備	27	(市) 市三宅小南線		—	<p>(2) 交通施設に関する方針</p> <p>(中略)</p> <p><b>地域内幹線道路</b></p> <p>地域内幹線道路は、広域幹線道路と連絡しながら、主に市内における円滑な移動を支える以下の路線を位置づけ、歩行者や自転車等の安全性や快適性の確保にも十分配慮しながら整備・充実を図るとともに、適切な維持・管理に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="1466 653 2415 1793"> <thead> <tr> <th>図面 対照 番号</th> <th>国・県・市道名</th> <th>都市計画道路名</th> <th>具体的な整備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>8</td><td>(主) 野洲中主線</td><td>六条野洲線</td><td>・新幹線アンダー部、(国)8号取り付け部の 道路法線変更</td></tr> <tr><td>9</td><td>(主) 野洲甲西線 (一) 小島野洲線</td><td>野洲南桜線</td><td>・自転車歩行者道整備 ・交差点改良</td></tr> <tr><td>10</td><td>(一) 守山中主線 (一) 木部野洲線 (市) 野洲マイアミ線</td><td>小篠原三宅線 比江六条線</td><td>・自転車歩行者道整備 ・道路法線変更</td></tr> <tr><td>11</td><td>(市) 辻町小比江線</td><td>小比江童子川線 南桜永原線</td><td>—</td></tr> <tr><td>12</td><td>(一) 希望が丘文化公園北線 (一) 希望が丘文化公園南線</td><td>南桜永原線</td><td>・整備区間見直し ・道路法線変更</td></tr> <tr><td>13</td><td>(市) 市三宅妙光寺線</td><td>市三宅妙光寺線</td><td>・(国)8号野洲栗東バイパスとの立体交差 ・(市)市三宅竹生線からの接続ルート検討</td></tr> <tr><td>14</td><td>(市) 野洲川右岸線</td><td></td><td>—</td></tr> <tr><td>15</td><td>(市) 北口線</td><td>野洲駅北口線</td><td>・整備可能性の検討</td></tr> <tr><td>16</td><td>(一) 野洲停車場線</td><td>野洲停車場線</td><td>・バリアフリー化整備</td></tr> <tr><td>17</td><td>(一) 安養寺入町線</td><td></td><td>・整備区間見直し</td></tr> <tr><td>18</td><td>(仮称) 野洲竜王線</td><td></td><td>—</td></tr> <tr><td>19</td><td>(主) 近江八幡守山線 (市) 乙窪比留田線</td><td>乙窪比留田線</td><td>・<b>バリアフリー化整備</b></td></tr> <tr><td>20</td><td>(主) 守山栗東線</td><td>今市出庭線</td><td>—</td></tr> <tr><td>21</td><td>(市) 野洲中央線</td><td>野洲中央線</td><td>・<b>交差点改良</b></td></tr> <tr><td>22</td><td>(市) 小篠原上屋線</td><td>小篠原上屋線</td><td>—</td></tr> <tr><td>23</td><td>(市) 大篠原入町線</td><td></td><td>・県道への昇格を要望</td></tr> <tr><td>24</td><td>(市) 市三宅竹生線</td><td></td><td>・都市計画道路指定検討</td></tr> <tr><td>25</td><td>(一) 菖蒲線</td><td></td><td>・<b>バイパス整備</b></td></tr> <tr><td>26</td><td>(市) 五条吉川湖岸線</td><td></td><td>・<b>路肩拡幅、法線修正、歩道整備</b></td></tr> <tr><td>27</td><td>(市) 市三宅小南線</td><td></td><td>・<b>路肩拡幅、歩道整備</b></td></tr> <tr><td>28</td><td>(仮称) 六条工場団地線</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ (国)：国道 (主)：主要地方道 (一)：一般県道 (市)：市道</p>	図面 対照 番号	国・県・市道名	都市計画道路名	具体的な整備等	8	(主) 野洲中主線	六条野洲線	・新幹線アンダー部、(国)8号取り付け部の 道路法線変更	9	(主) 野洲甲西線 (一) 小島野洲線	野洲南桜線	・自転車歩行者道整備 ・交差点改良	10	(一) 守山中主線 (一) 木部野洲線 (市) 野洲マイアミ線	小篠原三宅線 比江六条線	・自転車歩行者道整備 ・道路法線変更	11	(市) 辻町小比江線	小比江童子川線 南桜永原線	—	12	(一) 希望が丘文化公園北線 (一) 希望が丘文化公園南線	南桜永原線	・整備区間見直し ・道路法線変更	13	(市) 市三宅妙光寺線	市三宅妙光寺線	・(国)8号野洲栗東バイパスとの立体交差 ・(市)市三宅竹生線からの接続ルート検討	14	(市) 野洲川右岸線		—	15	(市) 北口線	野洲駅北口線	・整備可能性の検討	16	(一) 野洲停車場線	野洲停車場線	・バリアフリー化整備	17	(一) 安養寺入町線		・整備区間見直し	18	(仮称) 野洲竜王線		—	19	(主) 近江八幡守山線 (市) 乙窪比留田線	乙窪比留田線	・ <b>バリアフリー化整備</b>	20	(主) 守山栗東線	今市出庭線	—	21	(市) 野洲中央線	野洲中央線	・ <b>交差点改良</b>	22	(市) 小篠原上屋線	小篠原上屋線	—	23	(市) 大篠原入町線		・県道への昇格を要望	24	(市) 市三宅竹生線		・都市計画道路指定検討	25	(一) 菖蒲線		・ <b>バイパス整備</b>	26	(市) 五条吉川湖岸線		・ <b>路肩拡幅、法線修正、歩道整備</b>	27	(市) 市三宅小南線		・ <b>路肩拡幅、歩道整備</b>	28	(仮称) 六条工場団地線			<p>・令和5年3月に策定した「野洲市道路整備計画」に合わせて修正。 ・「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」に合わせて修正。</p>
	図面 対照 番号	国・県・市道名	都市計画道路名	具体的な整備等																																																																																																																																																																											
8	(主) 野洲中主線	六条野洲線	・新幹線アンダー部、(国)8号取り付け部の 道路法線変更																																																																																																																																																																												
9	(主) 野洲甲西線 (一) 小島野洲線	野洲南桜線	・自転車歩行者道整備 ・交差点改良																																																																																																																																																																												
10	(一) 守山中主線 (一) 木部野洲線 (市) 野洲マイアミ線	小篠原三宅線 比江六条線	・自転車歩行者道整備 ・道路法線変更																																																																																																																																																																												
11	(市) 辻町小比江線	小比江童子川線 南桜永原線	—																																																																																																																																																																												
12	(一) 希望が丘文化公園北線 (一) 希望が丘文化公園南線	南桜永原線	・整備区間見直し ・道路法線変更																																																																																																																																																																												
13	(市) 市三宅妙光寺線	市三宅妙光寺線	・(国)8号野洲栗東バイパスとの立体交差 ・(市)市三宅竹生線からの接続ルート検討																																																																																																																																																																												
14	(市) 野洲川右岸線		—																																																																																																																																																																												
15	(市) 北口線	野洲駅北口線	・整備可能性の検討																																																																																																																																																																												
16	(一) 野洲停車場線	野洲停車場線	・バリアフリー化整備																																																																																																																																																																												
17	(一) 安養寺入町線		・整備区間見直し																																																																																																																																																																												
18	(仮称) 野洲竜王線		—																																																																																																																																																																												
19	(主) 近江八幡守山線 (市) 乙窪比留田線	乙窪比留田線	—																																																																																																																																																																												
20	(主) 守山栗東線	今市出庭線	—																																																																																																																																																																												
21	(市) 野洲中央線	野洲中央線	—																																																																																																																																																																												
22	(市) 小篠原上屋線	小篠原上屋線	—																																																																																																																																																																												
23	(市) 大篠原入町線		・県道への昇格を要望																																																																																																																																																																												
24	(市) 市三宅竹生線		・都市計画道路指定検討																																																																																																																																																																												
25	(一) 菖蒲線		—																																																																																																																																																																												
26	(市) 五条吉川湖岸線		・拡幅整備																																																																																																																																																																												
27	(市) 市三宅小南線		—																																																																																																																																																																												
図面 対照 番号	国・県・市道名	都市計画道路名	具体的な整備等																																																																																																																																																																												
8	(主) 野洲中主線	六条野洲線	・新幹線アンダー部、(国)8号取り付け部の 道路法線変更																																																																																																																																																																												
9	(主) 野洲甲西線 (一) 小島野洲線	野洲南桜線	・自転車歩行者道整備 ・交差点改良																																																																																																																																																																												
10	(一) 守山中主線 (一) 木部野洲線 (市) 野洲マイアミ線	小篠原三宅線 比江六条線	・自転車歩行者道整備 ・道路法線変更																																																																																																																																																																												
11	(市) 辻町小比江線	小比江童子川線 南桜永原線	—																																																																																																																																																																												
12	(一) 希望が丘文化公園北線 (一) 希望が丘文化公園南線	南桜永原線	・整備区間見直し ・道路法線変更																																																																																																																																																																												
13	(市) 市三宅妙光寺線	市三宅妙光寺線	・(国)8号野洲栗東バイパスとの立体交差 ・(市)市三宅竹生線からの接続ルート検討																																																																																																																																																																												
14	(市) 野洲川右岸線		—																																																																																																																																																																												
15	(市) 北口線	野洲駅北口線	・整備可能性の検討																																																																																																																																																																												
16	(一) 野洲停車場線	野洲停車場線	・バリアフリー化整備																																																																																																																																																																												
17	(一) 安養寺入町線		・整備区間見直し																																																																																																																																																																												
18	(仮称) 野洲竜王線		—																																																																																																																																																																												
19	(主) 近江八幡守山線 (市) 乙窪比留田線	乙窪比留田線	・ <b>バリアフリー化整備</b>																																																																																																																																																																												
20	(主) 守山栗東線	今市出庭線	—																																																																																																																																																																												
21	(市) 野洲中央線	野洲中央線	・ <b>交差点改良</b>																																																																																																																																																																												
22	(市) 小篠原上屋線	小篠原上屋線	—																																																																																																																																																																												
23	(市) 大篠原入町線		・県道への昇格を要望																																																																																																																																																																												
24	(市) 市三宅竹生線		・都市計画道路指定検討																																																																																																																																																																												
25	(一) 菖蒲線		・ <b>バイパス整備</b>																																																																																																																																																																												
26	(市) 五条吉川湖岸線		・ <b>路肩拡幅、法線修正、歩道整備</b>																																																																																																																																																																												
27	(市) 市三宅小南線		・ <b>路肩拡幅、歩道整備</b>																																																																																																																																																																												
28	(仮称) 六条工場団地線																																																																																																																																																																														



野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【37 ページ】 第3章 全体構想 5. 都市整備方針 (2) 交通施設に関する方針 交通施設整備方針図</p>	<p>(中略)</p>  <p>図 交通施設整備方針図</p>	<p>(中略)</p>  <p>図 交通施設整備方針図</p>	



野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【38 ページ】 第3章 全体構想 5. 都市整備方針 (3)市街地整備に関する方針 都市拠点</p>	<p>(3)市街地整備に関する方針 <b>都市拠点</b> JR 野洲駅周辺地区 ● JR 野洲駅周辺は、行政、教育文化、商業、医療、子育て及び居住機能の配置や土地の高度利用を図るための適切な誘導と整備手法の検討を行います。 北部合同庁舎周辺地区 ● 北部合同庁舎周辺は居住機能を基本とし、行政、教育文化、商業、医療及び子育て機能の充実や土地区画整理事業等による整備を図ります。</p> <hr/> <p>(中略)</p>	<p>(3)市街地整備に関する方針 <b>都市拠点</b> JR 野洲駅周辺地区 ● JR 野洲駅周辺は、行政、教育文化、商業、医療、子育て及び居住機能の配置や土地の高度利用を図るための適切な誘導と整備手法の検討を行います。 北部合同庁舎周辺地区 ● 北部合同庁舎周辺は居住機能を基本とし、行政、教育文化、商業、医療及び子育て機能の充実や土地区画整理事業等による整備を図ります。 <b>総合体育館周辺地区</b> ● <u>総合体育館周辺は居住、医療、健康、福祉機能等を誘導するため、道路等の適切な基盤整備を検討します。</u></p> <hr/> <p>(中略)</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて、総合体育館周辺地区の整備方針を追記。</p>
<p>【39 ページ】 第3章 全体構想 5. 都市整備方針 (4)自然環境保全・都市環境形成に関する方針 都市環境形成</p>	<p>(4)自然環境保全・都市環境形成に関する方針 <b>都市環境形成</b> ● 快適な都市環境の形成のため、地域が主体となった道路、公園、河川等の美化活動等の促進やゴミの不法投棄を防止するための監視・意識の啓発等を図ります。 ● 緑豊かな都市環境の形成のため、工場や住宅地等の緑化促進や街路樹の整備等による都市緑化を促進します。 ● 衛生的な都市環境の形成、河川等の水質保全を図るため、公共下水道施設の維持管理と計画的な更新・修繕等を行います。</p> <hr/> <p>● <u>ごみの排出量を低減するための取組や効率的・経済的なごみ処理体系の確立を図るとともに、</u> <u>次期施設の検討を行います。</u></p> <hr/> <p>(中略)</p>	<p>(4)自然環境保全・都市環境形成に関する方針 <b>都市環境形成</b> ● 快適な都市環境の形成のため、地域が主体となった道路、公園、河川等の美化活動等の促進やゴミの不法投棄を防止するための監視・意識の啓発等を図ります。 ● 緑豊かな都市環境の形成のため、工場や住宅地等の緑化促進や街路樹の整備等による都市緑化を促進します。 ● 衛生的な都市環境の形成、河川等の水質保全を図るため、公共下水道施設の維持管理と計画的な更新・修繕等を行います。 ● <u>上水道施設は、「野洲市水道事業ビジョン」に基づき、老朽化施設の更新、耐震化を進めます。</u> ● <u>ごみの排出量を低減するための取組や効率的・経済的なごみ処理体系の確立を図ります。また、既存施設については適切な保全・更新に努めるとともに、必要に応じて次期施設の検討を行います。</u></p> <hr/> <p>(中略)</p>	<p>令和4年3月に策定した「野洲市水道事業ビジョン」に合わせて、老朽化施設の更新、耐震化について追記。 令和5年3月に改訂した「野洲市公共施設等総合管理計画」に合わせて、既存施設の保全・更新に関する記載を追記。</p>
<p>【41 ページ】 第3章 全体構想 5. 都市整備方針 (6)都市防災に関する方針 防災拠点・避難所等の整備・充実</p>	<p>(6)都市防災に関する方針 防災拠点・避難所等の整備・充実</p> <hr/> <p>(中略)</p> <p><b>防災拠点・避難所等の整備・充実</b> ● <u>災害時に活動の中心となる施設等を防災拠点と位置づけ、その拠点を結ぶ道路や情報通信網の整備によりネットワーク化を図ります。</u></p>	<p>(6)都市防災に関する方針 防災拠点・避難所等の整備・充実</p> <hr/> <p>(中略)</p> <p><b>防災拠点・避難所等の整備・充実</b> ● <u>災害時に活動の中心となる施設等（<b>防災拠点</b>）について、その拠点を結ぶ道路や情報通信網の整備によりネットワーク化を図ります。</u></p>	<p>防災拠点として計画されている河川防災ステーションに合わせた記載を追記。</p>

野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表

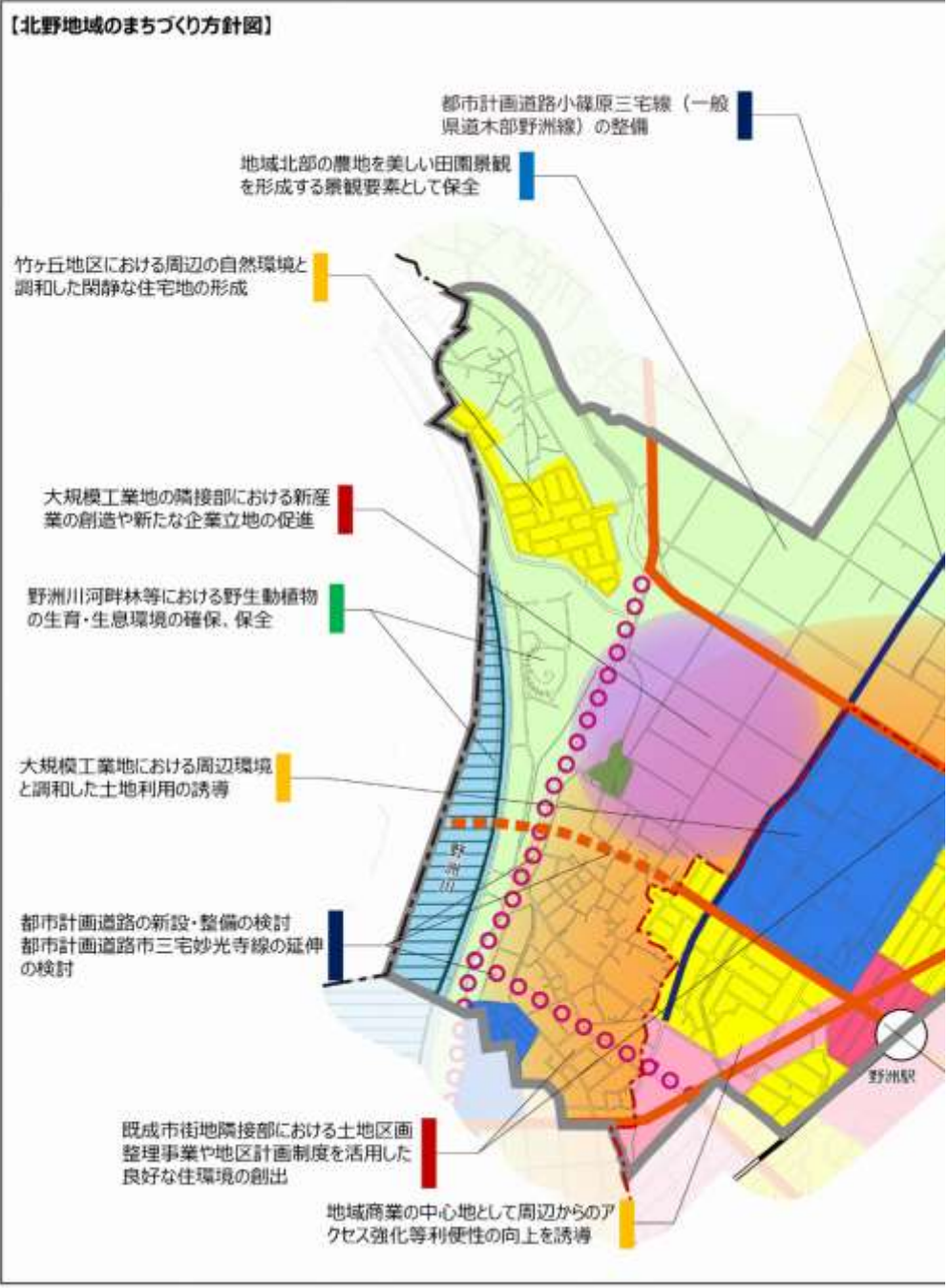

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
	<p>(中略)</p>	<p>● <u>防災拠点・避難所等となる公共施設について、必要に応じて新たな整備を検討するとともに、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づく適切な維持管理・更新等に努めます。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>河川防災ステーションの計画や、「野洲市公共施設等総合管理計画」を踏まえて、防災拠点整備や避難所となる公共施設の管理等に関する記載を追記。</p>
<p>【42 ページ】 第3章 全体構想 5. 都市整備方針 (7) その他都市施設等に関する方針</p>		<p><u>(7) その他都市施設等に関する方針</u></p> <p><b>基本的な考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>医療や福祉、教育、防災、交流などの機能を備える公共施設の適正配置や適切な保全・更新により、市民の利便性の向上や良好な都市環境の確保を目指します。</u></li> <li>● <u>既存の公共施設について、「野洲市公共施設等総合管理計画」に基づく、保全・更新に努めるほか、集約・複合化などによる施設の再編を進めます。</u></li> <li>● <u>事業・サービスを継続する公共施設については、個別の施設ごとに費用対効果を考慮し、施設の建替えや大規模改修を計画的に進めるとともに、予防保全型の維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。</u></li> </ul> <p><b>教育文化施設、子育て支援施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>小中学校は、児童・生徒数の将来推計や立地条件等を踏まえ、基本的には学校施設の規模・配置については現状を維持していくものとします。</u></li> <li>● <u>小中学校の改修等については、「野洲市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の建替えや大規模改修を計画的に進めるとともに、予防保全型の維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。</u></li> <li>● <u>集会施設（コミュニティセンター）は、各地域に配置された既存施設の適切な保全・更新に努めます。</u></li> <li>● <u>文化施設（文化ホール等）は、「野洲市公共施設等総合管理計画」に基づく集約化の検討を進めます。</u></li> <li>● <u>博物館等は、既存施設の適切な保全・更新に努めます。</u></li> <li>● <u>図書館は、既存施設の適切な保全・更新に努めるとともに、分室の配置など利便性の向上を検討します。</u></li> <li>● <u>子育て支援施設（保育所(園)、幼稚園、こども園、こどもの家）については、「野洲市子ども・子育て支援事業計画」に基づく適正な規模・配置となるよう、既存施設の適切な保全・更新に合わせた整備に努めます。</u></li> </ul> <p><b>医療施設、社会福祉施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>医療施設は、市民が住み慣れた地域で適切な医療サービスを受けることができる環境整備のため、「野洲市市民病院整備基本構想・基本計画」に基づき、野洲市市民病院の総合体育館周辺への移転建替えを進めます。</u></li> <li>● <u>社会福祉施設は、既存施設の適切な保全更新に努めるとともに、「野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく機能の適正配置を検討します。</u></li> </ul>	<p>令和5年3月に改訂した「野洲市公共施設等総合管理計画」等に合わせ、学校施設や文化施設、医療施設等の整備方針に関する項目を新規に追加。</p>

野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【54 ページ】 第4章 地域別構想 3. 北野地域のまちづくり構想 (4)まちづくりの方針 土地利用</p>	<p>第4章 地域別構想  (中略)  3. 北野地域のまちづくり構想  (中略)  (4)まちづくりの方針 <b>土地利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● JR野洲駅周辺では、住環境や景観に配慮しつつ、地域生活の利便性の向上に資する土地利用への誘導に努めます。</li> <li>● 住宅地では、良好な住環境の保全・創出に努めるとともに、適地においては生活利便施設等の立地を許容し、利便性の向上を図ります。</li> <li>● 幹線道路沿道では、周辺環境との調和に配慮しながら、商業・サービス機能の充実に向けた土地利用の誘導を図ります。</li> <li>● 大規模工業地については、周辺環境との調和が図られるよう、今後も適切な指導・誘導に努めます。</li> <li>● 集落地では、周辺の農地との調和を図りつつ、状況に応じて生活基盤等の整備を図り、住環境の充実に努めます。</li> </ul> <p>_____ _____ _____</p> <p>(中略)</p>	<p>第4章 地域別構想  (中略)  3. 北野地域のまちづくり構想  (中略)  (4)まちづくりの方針 <b>土地利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● JR野洲駅周辺では、住環境や景観に配慮しつつ、地域生活の利便性の向上に資する土地利用への誘導に努めます。</li> <li>● 住宅地では、良好な住環境の保全・創出に努めるとともに、適地においては生活利便施設等の立地を許容し、利便性の向上を図ります。</li> <li>● 幹線道路沿道では、周辺環境との調和に配慮しながら、商業・サービス機能の充実に向けた土地利用の誘導を図ります。</li> <li>● 大規模工業地については、周辺環境との調和が図られるよう、今後も適切な指導・誘導に努めます。</li> <li>● 集落地では、周辺の農地との調和を図りつつ、状況に応じて生活基盤等の整備を図り、住環境の充実に努めます。</li> <li>● <u>総合体育館周辺では、居住、医療、健康、福祉機能及び豊かな自然環境を活かした交流機能等を集約し、地域生活の利便性の向上に資する土地利用への誘導に努めます。</u></li> </ul> <p>※総合体育館周辺は北野地域・祇王地域を跨ぐ地域ですが、方針は当該地域一帯としての内容を記載しています。</p> <p>(中略)</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて、総合体育館周辺地区のまちづくり方針を追記。</p>
<p>【55 ページ】 第4章 地域別構想 3. 北野地域のまちづくり構想 (4)まちづくりの方針 市街地整備</p>	<p>(中略)  <b>市街地整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既成市街地隣接部においては、住宅需要に応じて新たな住宅地の形成を検討し、土地区画整理事業等の適切な整備手法による整備を誘導します。</li> <li>● JR野洲駅北側の大規模工業地の隣接部においては、産業の動向を踏まえ、新産業の創造や新たな企業立地を検討します。</li> </ul> <p>_____ _____</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)  <b>市街地整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既成市街地隣接部においては、住宅需要に応じて新たな住宅地の形成を検討し、土地区画整理事業等の適切な整備手法による整備を誘導します。</li> <li>● JR野洲駅北側の大規模工業地の隣接部においては、産業の動向を踏まえ、新産業の創造や新たな企業立地を検討します。</li> <li>● <u>総合体育館周辺では、居住、医療、健康、福祉機能等を誘導するため、道路等の適切な基盤整備を検討します。</u></li> </ul> <p>※総合体育館周辺は北野地域・祇王地域を跨ぐ地域ですが、方針は当該地域一帯としての内容を記載しています。</p> <p>(中略)</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて、総合体育館周辺地区のまちづくり方針を追記。</p>



野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【55 ページ】 第4章 地域別構想 3. 北野地域のまちづくり構想 (4) まちづくりの方針 都市防災</p> <p>【56 ページ】 第4章 地域別構想 3. 北野地域のまちづくり構想 北野地域のまちづくり方針図</p>	<p><b>都市防災</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中高層の建築物が立地する J R 野洲駅周辺では、火災による被害軽減に向けて、防火対策の充実を図ります。</li> <li>● 大雨等による浸水被害に備え、_____ 河川改修等の治水対策を促進します。</li> </ul> 	<p><b>都市防災</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中高層の建築物が立地する J R 野洲駅周辺では、火災による被害軽減に向けて、防火対策の充実を図ります。</li> <li>● 大雨等による浸水被害に備え、<b>防災拠点の整備</b>や河川改修等の治水対策を促進します。</li> </ul> 	<p>防災拠点として計画されている河川防災ステーションに合わせた記載を追記。</p> <p>防災拠点(河川防災ステーション)に関する記載を追加。</p>



野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表



計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【57 ページ】 第4章 地域別構想 3. 北野地域のまちづくり構想 北野地域のまちづくり方針図</p>	<p>（中略）</p>	<p>（中略）</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p>

野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【66 ページ】 第4章 地域別構想 5. 祇王地域のまちづくり構想 (4)まちづくりの方針 土地利用</p>	<p>5. 祇王地域のまちづくり構想 (中略) (4)まちづくりの方針 <b>土地利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野洲市健康福祉センターや野洲市立図書館の周辺では、市民の利便性向上に資する住居系、商業・産業系の市街地としての土地利用を検討します。</li> <li>● 住宅地では、良好な住環境の保全・創出に努めるとともに、適地においては生活利便施設等の立地を許容し、利便性の向上を図ります。</li> <li>● 工業地については、周辺環境との調和が図られるよう、今後も適切な指導・誘導に努めます。</li> <li>● 都市計画道路野洲川日野川線（主要地方道大津能登川長浜線）沿道では、周辺環境との調和に配慮しながら、適地においては生活利便施設を誘導します。</li> <li>● 集落地では、周辺の農地との調和を図りつつ、状況に応じて生活基盤等の整備を図り、住環境の充実に努めます。</li> <li>● _____</li> <li>● _____</li> <li>● _____</li> </ul>	<p>5. 祇王地域のまちづくり構想 (中略) (4)まちづくりの方針 <b>土地利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野洲市健康福祉センターや野洲市立図書館の周辺では、市民の利便性向上に資する住居系、商業・産業系の市街地としての土地利用を検討します。</li> <li>● 住宅地では、良好な住環境の保全・創出に努めるとともに、適地においては生活利便施設等の立地を許容し、利便性の向上を図ります。</li> <li>● 工業地については、周辺環境との調和が図られるよう、今後も適切な指導・誘導に努めます。</li> <li>● 都市計画道路野洲川日野川線（主要地方道大津能登川長浜線）沿道では、周辺環境との調和に配慮しながら、適地においては生活利便施設を誘導します。</li> <li>● 集落地では、周辺の農地との調和を図りつつ、状況に応じて生活基盤等の整備を図り、住環境の充実に努めます。</li> <li>● <u>総合体育館周辺では、居住、医療、健康、福祉機能及び豊かな自然環境を活かした交流機能等を配置し、地域生活の利便性の向上に資する土地利用への誘導に努めます。</u></li> </ul> <p><small>※総合体育館周辺は北野地域・祇王地域を跨ぐ地域ですが、方針は当該地域一帯としての内容を記載しています。</small></p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて、総合体育館周辺地区のまちづくり方針を追記。</p>
<p>【67 ページ】 第4章 地域別構想 5. 祇王地域のまちづくり構想 (4)まちづくりの方針 市街地整備</p>	<p>(中略) <b>市街地整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野洲市健康福祉センターや野洲市立図書館等の周辺地域は、住居、産業・商業機能を誘導するための長期的な市街地整備を検討します。</li> <li>● _____</li> <li>● _____</li> <li>● 地区計画制度や建築協定等の活用による市街地整備を検討します。</li> <li>● _____</li> <li>● _____</li> </ul> <p>(中略)</p>	<p>(中略) <b>市街地整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野洲市健康福祉センターや野洲市立図書館等の周辺地域は、住居、産業・商業機能を誘導するための長期的な市街地整備を検討します。</li> <li>● <u>総合体育館周辺では、居住、医療、健康、福祉機能等を誘導するため、道路等の適切な基盤整備を検討します。</u></li> <li>● 地区計画制度や建築協定等の活用による市街地整備を検討します。</li> </ul> <p><small>※総合体育館周辺は北野地域・祇王地域を跨ぐ地域ですが、方針は当該地域一帯としての内容を記載しています。</small></p> <p>(中略)</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて、総合体育館周辺地区のまちづくり方針を追記。</p>



野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【68 ページ】 第4章 地域別構想 5. 祇王地域のまちづくり構想 祇王地域のまちづくり方針図</p>	<p>【祇王地域のまちづくり方針図】</p>  <p>家棟川、童子川等における野生動植物の生息・生育環境に配慮した護岸整備、自然にふれ親しむことのできる水辺空間の保全・創造</p> <p>旧朝鮮人街道沿道における歴史街道と周辺市街地との調和に配慮した景観形成</p> <p>都市施設の誘導も含めた住居系、商業・産業系の長期的な市街地整備の検討 新たな市街地整備に併せた新駅の検討</p> <p>施設等を活用したレクリエーション活動等の充実を推進・促進</p> <p>土地利用 交通施設 市街地整備</p> <p>自然環境保全・都市環境形成 景観形成 都市防災</p> <p>(中略)</p>	<p>【祇王地域のまちづくり方針図】</p>  <p>家棟川、童子川等における野生動植物の生息・生育環境に配慮した護岸整備、自然にふれ親しむことのできる水辺空間の保全・創造</p> <p>総合体育館周辺への居住、医療・健康・福祉機能等の集約による、地域生活の利便性向上 居住、医療、健康、福祉機能等を誘導するため、道路等の適切な基盤整備を検討</p> <p>旧朝鮮人街道沿道における歴史街道と周辺市街地との調和に配慮した景観形成</p> <p>都市施設の誘導も含めた住居系、商業・産業系の長期的な市街地整備の検討 新たな市街地整備に併せた新駅の検討</p> <p>施設等を活用したレクリエーション活動等の充実を推進・促進</p> <p>土地利用 交通施設 市街地整備</p> <p>自然環境保全・都市環境形成 景観形成 都市防災</p> <p>(中略)</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p>

野洲市都市計画マスタープラン一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針								
<p>【92 ページ】 第5章 実現化に向けて 1.協働による都市づくりの推進 (3)都市計画事業の進め方 表 主な事業</p>	<p>第5章 実現化に向けて (中略) 1.協働による都市づくりの推進 (中略) (3)都市計画事業の進め方 (中略)</p> <p>表 主な事業</p> <table border="1" data-bbox="486 814 1389 1621"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 814 896 1012">実施中の事業</th> <th data-bbox="896 814 1389 1012">実施検討する事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 1012 896 1621"> <p>現在事業（計画）が着手されており、今後、計画的に整備を進める事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国道8号野洲栗東バイパス整備事業 (都市計画道路 野洲栗東線)</li> <li>◆都市計画道路大津湖南幹線整備事業</li> <li>◆都市計画道路小篠原三宅線整備事業（一般県道木部野洲線）</li> <li>◆県道安養寺入町線整備事業</li> <li>◆都市計画道路六条野洲線整備事業（主要地方道野洲中主線）</li> <li>◆JR野洲駅周辺のバリアフリー化事業</li> <li>◆JR野洲駅前排水対策事業</li> <li>◆吉川緑地整備事業</li> <li>◆永原御殿跡史跡整備事業</li> </ul> </td> <td data-bbox="896 1012 1389 1621"> <p>都市づくりを進めるうえで、重要性や緊急性等から判断して着手を目指す事業、及び都市の動向や、市民の事業の理解度・成熟度等から判断し、長期的に検討する主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆JR新駅整備事業</li> <li>◆都市計画道路野洲駅北口線（未供用部）整備事業</li> <li>◆都市計画道路市三宅妙光寺線延伸事業</li> <li>◆（仮称）野洲竜王線整備事業</li> <li>◆都市計画道路南桜永原線（未供用部）整備事業</li> <li>◆市道五条吉川湖岸線整備事業</li> <li>◆市道市三宅竹生線延伸事業</li> <li>◆国道8号バイパス北側延伸事業</li> <li>◆新規都市公園整備事業</li> <li>◆中ノ池川改修事業</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(第5章 以下略)</p>	実施中の事業	実施検討する事業	<p>現在事業（計画）が着手されており、今後、計画的に整備を進める事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国道8号野洲栗東バイパス整備事業 (都市計画道路 野洲栗東線)</li> <li>◆都市計画道路大津湖南幹線整備事業</li> <li>◆都市計画道路小篠原三宅線整備事業（一般県道木部野洲線）</li> <li>◆県道安養寺入町線整備事業</li> <li>◆都市計画道路六条野洲線整備事業（主要地方道野洲中主線）</li> <li>◆JR野洲駅周辺のバリアフリー化事業</li> <li>◆JR野洲駅前排水対策事業</li> <li>◆吉川緑地整備事業</li> <li>◆永原御殿跡史跡整備事業</li> </ul>	<p>都市づくりを進めるうえで、重要性や緊急性等から判断して着手を目指す事業、及び都市の動向や、市民の事業の理解度・成熟度等から判断し、長期的に検討する主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆JR新駅整備事業</li> <li>◆都市計画道路野洲駅北口線（未供用部）整備事業</li> <li>◆都市計画道路市三宅妙光寺線延伸事業</li> <li>◆（仮称）野洲竜王線整備事業</li> <li>◆都市計画道路南桜永原線（未供用部）整備事業</li> <li>◆市道五条吉川湖岸線整備事業</li> <li>◆市道市三宅竹生線延伸事業</li> <li>◆国道8号バイパス北側延伸事業</li> <li>◆新規都市公園整備事業</li> <li>◆中ノ池川改修事業</li> </ul>	<p>第5章 実現化に向けて (中略) 1.協働による都市づくりの推進 (中略) (3)都市計画事業の進め方 (中略)</p> <p>表 主な事業</p> <table border="1" data-bbox="1424 814 2326 1621"> <thead> <tr> <th data-bbox="1424 814 1834 1012">実施中の事業</th> <th data-bbox="1834 814 2326 1012">実施検討する事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1424 1012 1834 1621"> <p>現在事業（計画）が着手されており、今後、計画的に整備を進める事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国道8号野洲栗東バイパス整備事業 (都市計画道路 野洲栗東線)</li> <li>◆都市計画道路大津湖南幹線整備事業</li> <li>◆都市計画道路小篠原三宅線整備事業（一般県道木部野洲線）</li> <li>◆都市計画道路六条野洲線整備事業（主要地方道野洲中主線）</li> <li>◆JR野洲駅周辺のバリアフリー化事業</li> <li>◆JR野洲駅前排水対策事業</li> <li>◆吉川緑地整備事業</li> <li>◆永原御殿跡史跡整備事業</li> <li>◆野洲市民病院整備事業</li> </ul> </td> <td data-bbox="1834 1012 2326 1621"> <p>都市づくりを進めるうえで、重要性や緊急性等から判断して着手を目指す事業、及び都市の動向や、市民の事業の理解度・成熟度等から判断し、長期的に検討する主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆JR新駅整備事業</li> <li>◆都市計画道路野洲駅北口線（未供用部）整備事業</li> <li>◆都市計画道路市三宅妙光寺線延伸事業</li> <li>◆（仮称）野洲竜王線整備事業</li> <li>◆都市計画道路南桜永原線（未供用部）整備事業</li> <li>◆市道五条吉川湖岸線整備事業</li> <li>◆市道市三宅竹生線延伸事業</li> <li>◆国道8号バイパス北側延伸事業</li> <li>◆新規都市公園整備事業</li> <li>◆中ノ池川改修事業</li> <li>◆河川防災ステーション整備事業</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(第5章 以下略)</p>	実施中の事業	実施検討する事業	<p>現在事業（計画）が着手されており、今後、計画的に整備を進める事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国道8号野洲栗東バイパス整備事業 (都市計画道路 野洲栗東線)</li> <li>◆都市計画道路大津湖南幹線整備事業</li> <li>◆都市計画道路小篠原三宅線整備事業（一般県道木部野洲線）</li> <li>◆都市計画道路六条野洲線整備事業（主要地方道野洲中主線）</li> <li>◆JR野洲駅周辺のバリアフリー化事業</li> <li>◆JR野洲駅前排水対策事業</li> <li>◆吉川緑地整備事業</li> <li>◆永原御殿跡史跡整備事業</li> <li>◆野洲市民病院整備事業</li> </ul>	<p>都市づくりを進めるうえで、重要性や緊急性等から判断して着手を目指す事業、及び都市の動向や、市民の事業の理解度・成熟度等から判断し、長期的に検討する主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆JR新駅整備事業</li> <li>◆都市計画道路野洲駅北口線（未供用部）整備事業</li> <li>◆都市計画道路市三宅妙光寺線延伸事業</li> <li>◆（仮称）野洲竜王線整備事業</li> <li>◆都市計画道路南桜永原線（未供用部）整備事業</li> <li>◆市道五条吉川湖岸線整備事業</li> <li>◆市道市三宅竹生線延伸事業</li> <li>◆国道8号バイパス北側延伸事業</li> <li>◆新規都市公園整備事業</li> <li>◆中ノ池川改修事業</li> <li>◆河川防災ステーション整備事業</li> </ul>	<p>終了している整備事業（県）について項目から削除</p> <p>野洲市市民病院整備事業、河川防災ステーション整備事業を追加。</p>
実施中の事業	実施検討する事業										
<p>現在事業（計画）が着手されており、今後、計画的に整備を進める事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国道8号野洲栗東バイパス整備事業 (都市計画道路 野洲栗東線)</li> <li>◆都市計画道路大津湖南幹線整備事業</li> <li>◆都市計画道路小篠原三宅線整備事業（一般県道木部野洲線）</li> <li>◆県道安養寺入町線整備事業</li> <li>◆都市計画道路六条野洲線整備事業（主要地方道野洲中主線）</li> <li>◆JR野洲駅周辺のバリアフリー化事業</li> <li>◆JR野洲駅前排水対策事業</li> <li>◆吉川緑地整備事業</li> <li>◆永原御殿跡史跡整備事業</li> </ul>	<p>都市づくりを進めるうえで、重要性や緊急性等から判断して着手を目指す事業、及び都市の動向や、市民の事業の理解度・成熟度等から判断し、長期的に検討する主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆JR新駅整備事業</li> <li>◆都市計画道路野洲駅北口線（未供用部）整備事業</li> <li>◆都市計画道路市三宅妙光寺線延伸事業</li> <li>◆（仮称）野洲竜王線整備事業</li> <li>◆都市計画道路南桜永原線（未供用部）整備事業</li> <li>◆市道五条吉川湖岸線整備事業</li> <li>◆市道市三宅竹生線延伸事業</li> <li>◆国道8号バイパス北側延伸事業</li> <li>◆新規都市公園整備事業</li> <li>◆中ノ池川改修事業</li> </ul>										
実施中の事業	実施検討する事業										
<p>現在事業（計画）が着手されており、今後、計画的に整備を進める事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国道8号野洲栗東バイパス整備事業 (都市計画道路 野洲栗東線)</li> <li>◆都市計画道路大津湖南幹線整備事業</li> <li>◆都市計画道路小篠原三宅線整備事業（一般県道木部野洲線）</li> <li>◆都市計画道路六条野洲線整備事業（主要地方道野洲中主線）</li> <li>◆JR野洲駅周辺のバリアフリー化事業</li> <li>◆JR野洲駅前排水対策事業</li> <li>◆吉川緑地整備事業</li> <li>◆永原御殿跡史跡整備事業</li> <li>◆野洲市民病院整備事業</li> </ul>	<p>都市づくりを進めるうえで、重要性や緊急性等から判断して着手を目指す事業、及び都市の動向や、市民の事業の理解度・成熟度等から判断し、長期的に検討する主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆JR新駅整備事業</li> <li>◆都市計画道路野洲駅北口線（未供用部）整備事業</li> <li>◆都市計画道路市三宅妙光寺線延伸事業</li> <li>◆（仮称）野洲竜王線整備事業</li> <li>◆都市計画道路南桜永原線（未供用部）整備事業</li> <li>◆市道五条吉川湖岸線整備事業</li> <li>◆市道市三宅竹生線延伸事業</li> <li>◆国道8号バイパス北側延伸事業</li> <li>◆新規都市公園整備事業</li> <li>◆中ノ池川改修事業</li> <li>◆河川防災ステーション整備事業</li> </ul>										